

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 土居 昌弘

1 日 時

平成27年3月13日（金） 午後2時01分から
午後4時35分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

土居昌弘、油布勝秀、末宗秀雄、近藤和義、守永信幸、久原和弘、元吉俊博

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係の職・氏名

農林水産部長 工藤利明 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第6号議案から第9号議案まで及び第37号議案から第41号議案までについては、可決すべきものと、第1号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
請願50については、採択すべきものと賛成多数をもって決定した。
- (2) 第16号議案、第18号議案及び第20号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 平成25年農業産出額について、農地中間管理事業の現況について及び大分乾しいたけの消費拡大と価格の推移についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 大久保博子
政策調査課政策法務班 副主幹 阿孫正明

農林水産委員会次第

日時：平成27年3月13日（金）14：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

14：00～16：20

(1) 合い議案件の審査

第 16号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第 18号議案 独立行政法人通則法の一部改正等に伴う関係条例の整備について

第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成27年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 6号議案 平成27年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

第 7号議案 平成27年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

第 8号議案 平成27年度大分県就農支援資金特別会計予算

第 9号議案 平成27年度大分県県営林事業特別会計予算

第 37号議案 平成27年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について

第 38号議案 権利の放棄について

第 39号議案 大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正について

第 40号議案 大分県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部改正について

第 41号議案 指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例等の一部改正について

第 1号報告 平成26年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

請 願 50 由布市塚原和牛共進会跡地におけるメガソーラー事業に関する
ことについて

(3) 諸般の報告

①平成25年農業産出額について

②農地中間管理事業の現況について

③大分乾しいたけの消費拡大と価格の推移について

④国東地域における新たなカキ養殖の取組について

(4) その他

3 協議事項

16：20～16：30

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

土居委員長 ただいまから、農林水産委員会を開きます。

皆さんをお願いいたします。

この第3委員会室では、委員も執行部の皆さんも全員マイクの使用をお願いします。マイクは発言の都度、オン・オフをしてください。

また、マイクの数に限りがありますので、慌てなくて結構ですから、私の指名を受けてからマイクを回していただき、ゆっくり・はっきりと発言をお願いします。

本日審査いただく案件は、総務企画委員会から合い議のありました議案3件及び今回付託を受けました議案10件、報告1件及び請願1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、合い議案件の審査を行います。

まず、関連する第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について及び第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について一括して執行部の説明を求めます。

工藤農林水産部長 委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、合い議3件、付託案件10件、報告1件、請願1件ということで大変多い数でございます。今回は、予算そのものも骨格予算ということでもありますけれども、我々にとっては、来年の予算執行に非常に大事なものであります。ぜひ、慎重な審議をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

近藤森との共生推進室長 第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、農林水産部関係分についてご説明します。

議案書は191ページですが、農林水産委員会資料の1ページをお願いします。

今回の改正は、現行の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の目的に、生息数が著しく増加している鳥獣を対象に、捕獲等により適正な生息数に減少させることなど、新たに鳥獣の管理が加えられ、法の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律として、本年5月29日に施行されることに伴い関係条例の整備を行うものです。

法律改正の主な内容は、鹿、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業等被害が深刻化するなか、鳥獣捕獲の担い手が減少していることから、環境大臣が、特に管理すべき鳥獣を指定管理鳥獣に指定し、指定された鳥獣については、国や県がみずから実施できる捕獲事業等が盛り込まれるなど、鳥獣捕獲の一層の促進や狩猟者の担い手の育成、確保を図ることとしております。

2の改正の内容ですが、条例の内容は、法第9条第1項に基づき、鳥獣による生活環境または農林水産業に係る被害防止の目的で行う捕獲許可等について各市町村長に権限委譲を規定したものです。

資料の2ページをお願いします。

今回の改正は、別表第1の23の項の項目中の法の題名等を改めるものです。

なお、施行期日につきましては、当該法律が施行される平成27年5月29日としてお

ります。

続きまして、第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、農林水産部関係分についてご説明します。

議案書は200ページですが、資料の3ページをお願いします。

2の改正の内容ですが、条例の内容は、狩猟免許試験等に係る手数料を規定したものです。

今回、法の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改められたことに伴い、別表第三の狩猟免許関係事務の項中の法の題名を改めるものです。

なお、施行期日につきましては、当該法律が施行される平成27年5月29日としております。

以上でございます。

土居委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

油布副委員長 聞きたいことは、狩猟するのに免許取るやつ、銃じゃなくて、わな。今、協力してくれと、それらを使う年配者が多いんよな。何か昔みたいに四角四面でやるのはいかなものかなということ。そういう年配者の方から声を聞いたんですけど、地域で免許取られて、わざわざこっちまで出てこんでもとかですね。講習を受けてもらうんだらうけど、何かこう、厳しさについても。過去に、それを登録をされて今までしよったら、切りかえがあるんですね、これ。切りかえ時に、非常に余り厳しいことを言うと、せっかく今までやっていたけど、もうよだきい、やめたということで取りやめ、もう取らんわと。今までもろうとってしよったんだけどと。

ここに来て、タヌキとかそういう中動物というんか、それが物すごくふえてるんですね。それを捕獲するためには、イノシシのような大きいものを棒で取るやつがあるんですけど、そういうものじゃなくて、何か取れやすいように、いろいろ規則ごとが余り多くて、そげんまでしてから免許もらわんでいいわというような声を聞いたんです、何人か。やっぱり今まで協力——してもらえんというのもちよっとおかしいんだけど、そういうことに向けて、参加しよる人に対して、もう少し何かいい形で免許を継続できるとか、また、新しく取得できるように考えてあげたらどうかと。そういうことで、私、何人かのご意見をいただいたもんで、今回、そういうことで皆さんに報告しております。いかなもんでしよるか。

近藤森との共生推進室長 わなの免許ですけど、今後、猟友会だけでは、なかなか被害を防ぐのが難しいと我々も思っております。

それで、今、農林業者の方に直接免許をたくさん取ってもらおうということで、例えば狩猟免許の試験の回数をふやしたり、局において講習会も開催しております。そういったことで、環境整備には努めております。最近はわなの免許を取る方がふえてきて、ことし26年度試験では昨年よりかなり的人数が取っています。25年のわな免許は177名合格したんですけど、ことしのわな免許は270名で、約100人ほどふえています。これは多分、農林業者みずからがわなを取って被害防止に努めようということで、そういうあらわれじゃないかと思っています。

それと、免許の合格率なんですけど、講習会等受けておれば、合格率は今、97%ですから、免許自体は取りやすくなっているかと思っています。更新もそのように難しいもの

じゃなくて、ただ適正検査を受けるということです。

そういったことで、若い人もやっぱり免許を取っていただくということで、来年度当初予算でも、そういったのにいろんな取り組みをしたいと思っております。

以上でございます。

土居委員長 聞き漏らしたかもしれないんですが、大分県の指定管理鳥獣捕獲等事業について、動きはあるんですか。

近藤森との共生推進室長 指定管理ということで、県みずから鳥獣捕獲事業に乗り出すということで、今、大分県猟友会のほうに、こういった事業者になってもらって、来年度の当初予算の中でこういったことをやりたいということで、今出しているところです。

土居委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、決定いたしました。

次に、第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、第18号議案独立行政法人通則法の一部改正等に伴う関係条例の整備についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

渡邊農村整備計画課長 第18号議案独立行政法人通則法の一部改正等に伴う関係条例の整備についてのうち、農林水産部関係分についてご説明します。

議案書は193ページですが、お手元にお配りしております農林水産委員会資料でご説明いたします。資料の4ページをお願いします。

資料下段の表をごらんください。平成26年6月13日公布の独立行政法人通則法の一部を改正する法律により、現行の独立行政法人が国立研究開発法人等の3つの法人に新たに分類されたため、関係する本県条例の改正を行うものです。

改正が必要な本県条例は4つありますが、農林水産部では、5ページの4に記載の大分県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例が該当になります。

条例の改正内容は、条例題名及び条例中の法律名称の独立行政法人を国立研究開発法人に改めるものです。

なお、本条例は、旧農用地整備公団が実施しました、直入庄内地域農用地総合整備事業の受益者が、その土地を事業計画の目的以外の用途に供した場合に、県が徴する特別徴収金について定めたものです。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

末宗委員 農林水産部じゃないんだけど、この1番に個人情報については非公開情報、これ、議員とそこあたりの関係が非常に議員活動をやる上で重要な部分が非公開とされる場合があるんよね。そこあたりの区分はどんなふうな考え方でやっているんかというところを聞きたいんだけど。これ、県政情報課じゃないとわからんのじゃないかなと思うんですけどね。来てるんでしょう、県政情報課は。合い議するんだから来てるんでしょう。

土居委員長 来ていません。（「呼んでくればいい。」と言う者あり）今、委員会に出てるんですかね。（「はい」と言う者あり）後から呼んでください。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

久原委員 それはあれじゃないのかな。あんたが言うのはわからんでもないんよ。だけど、ここでしてるのは森林総合研究所の問題だから……。これは、いいんよな……

末宗委員 これは問題ないんだけど、個人情報と非公開情報がもとだから、この条例の。

元吉委員 いや、これは条例のもとじゃなかろう。（「情報公開条例のもとだから」と言う者あり）ここの4番のことを審議しよるのやけん、特別徴収金の条例の改正をここが論議するんよね。

末宗委員 この中に含まれた一部だから。（発言する者あり）

土居委員長 ちょっと待ちましょう。

それでは、課長が来次第、説明を聞きたいと思います。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

工藤農林水産部長 第1号議案平成27年度一般会計予算のうち、農林水産部関係予算についてご説明いたします。

私からは、全般的事項についてご説明申し上げます。

お手元の農林水産委員会資料の6ページ、平成27年度当初予算農林水産部予算の概要をごらんください。

今回の当初予算は骨格予算として編成しており、原則、継続事業を中心に所要額を計上しております。ただし、景気・雇用対策や防災・減災対策など喫緊の課題に対応するものについては、新規事業であっても当初予算で計上しております。

今回お願いしております当初予算案の総額は、資料上段の（1）予算の表の農林水産部の27年度当初予算額（A）欄の計（イ）にありますとおり、463億6,498万4千円でございます。これを26年度当初予算額と比較いたしますと、2つ右の差引欄のとおり80億750万1千円の減、対前年度比マイナス14.7%となっております。

次に、公共事業費につきましては、下の表（2）公共事業費の概要のうち、27年度当初予算額（A）の下から4番目の計（ハ）にありますとおり171億6,207万9千円となりまして、これを26年度当初予算額と比較いたしますと、2つ右の差引欄のとおり92億2,340万4千円の減、対前年度比マイナス35.0%となっております。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

まず、上から2番目の7公益社団法人全国農地保有合理化協会に対する損失補償から、19ページの上から5番目、15漁業経営維持安定資金利子補給は、農業近代化資金を初め各種資金等に係る利子補給や損失補償について、それぞれ債務負担をお願いするものがあります。

次に、16小水力発電元治水地区施設整備事業から、次のページの下から2番目、24危険ため池玖珠西部地区堤体改修事業は、小水力発電整備事業など事業実施が複数年にわたるものであります。

以上で、全般的事項の説明を終わらせていただきます。

個別事業の説明につきましては、お手元の平成27年度予算に関する説明書によりまして各課室長からご説明申し上げます。

村井農林水産企画課長 農林水産企画課関係分について、ご説明いたします。

予算説明書の311ページをお願いいたします。

上から2番目の農地中間管理推進事業費11億2,737万2千円です。

この事業は、担い手への農地の集積と集約化を加速して生産コストを削減し、農業の構造改革を図るため、農地の中間的な受け皿である農地中間管理機構の運営を支援するとともに、機構へ農地を出す農業者に対し協力金を交付するものです。

次に、その下の世界農業遺産ブランド推進事業費3,708万9千円です。

この事業は、世界農業遺産に認定された地域の営みを次世代に継承するとともに、ものづくりや交流人口の拡大に結びつけ、地域の活力を創造するため、食文化の伝承に向けた取り組みや地域産品のブランド化等を行うものです。また、世界農業遺産の一層の認知度向上を目指して、ミラノ万博に国内認定5県で共同出展し、世界農業遺産のPRを行うとともに、乾シイタケなど本県の魅力ある食を欧州にアピールしたいと考えています。

以上でございます。

渡邊農山漁村・担い手支援課長 農山漁村・担い手支援課関係分について、ご説明いたします。

予算説明書の281ページをお願いいたします。

下から2番目の一部新規事業、地域育成型就農システム支援事業費4,266万9千円です。

この事業は、イチゴやトマトなどの園芸戦略品目において、地域で新規就農希望者を受け入れ、生産者みずからが中心となって育成する就農学校設立に必要な栽培研修施設の整備や、指導者の配置に伴う経費の一部を市町村等に対して助成するものです。

また、産地規模が小さい品目などにおいて、27年度より新たに、指導農業士等の就農コーチのもと実習及び模擬営農等の営農技術を学ぶファーマーズ・スクールの整備を行う市町村に対して、就農コーチや模擬営農圃場借りに係る経費の一部を助成します。

具体的には、玖珠町のピーマンや豊後高田市の花弁などについてファーマーズ・スクールの設置します。

本事業により、地域農業の新たな担い手の確保・育成、就農後の定着を図ります。

次に、283ページをお願いいたします。

1番上の中山間地域集落営農経営発展モデル事業費838万5千円です。

この事業は、園芸品目の導入など新規事業の展開等にモデル的に取り組む法人に対し、実証圃の設置や人材育成に係る経費の一部を助成することで、厳しい環境にある中山間地域における集落営農組織の経営発展を図るものです。

また、水田畦畔に緑化植物を効率よく播種できる機械の導入を支援することで、畦畔管理の省力化と集落営農組織の経営改善を図ります。

次に、その下の新規事業、新政策対応型水田農業体質強化事業費481万7千円です。

国は、主食用米に偏った水田の利用を、需要のある作物の生産を振興する水田フル活用へ移行し、30年産からは国による配分を行わなくても需給の調整ができる体制を整えるとしています。

このような国の米政策の見直しに対応するため、この事業は、平成27年度より新たに経営意識の醸成を図る塾の開講とあわせて低コスト生産モデルの実証圃を設置し、高い経営マインドを持った経営体の育成を図るものです。

次に、その2つ下の一部新規事業、企業等農業参入推進事業費2,936万5千円です。

この事業は、担い手の減少や高齢化が進む中、地域農業を支える担い手の1つとして、県内外の他産業等からの農業参入を迅速かつ確実にを行うため、参入企業に対する総合的な支援等を行うものです。

企業の農業参入については、近年、他県との競争が激化していることから、誘致に向けた初動対策として、参入候補地の草刈り等を行うことにより、企業の迅速な参入への意思決定を促していきます。

以上でございます。

矢野おおいたブランド推進課長 おおいたブランド推進課関係分についてご説明いたします。

予算説明書の284ページをお願いいたします。

1番下の6次産業化サポート体制整備事業費1億511万7千円です。

この事業は、農山漁村の所得向上や雇用の場の拡大、地域の活性化を図るため、農林漁業者が地域資源を活用し、多様な事業者と連携して行う新商品開発や販路開拓に対するサポート活動、さらには農林水産物の加工・販売施設の整備などに対し支援するものでございます。

次に、285ページをお願いいたします。

上から2番目の安全・安心な商品づくり推進事業費4,075万3千円です。

これは新規事業で、消費者ニーズに対応した安全・安心な商品を提供するため、新たな農産物認証制度である安心いちばんおおいた産農産物認証制度の普及を進めるものです。

あわせて残留農薬検査体制を充実させるため、検査に必要な機器の整備に助成するとともに、直売所の自主的な安全管理の取り組みに対して助成します。

次に、286ページをお願いいたします。

1番上の大分の茶産地強化対策事業費3億1,568万2千円です。

この事業は、おおいたの茶のブランド確立に向け、産地の規模拡大と省力化、品質の向上を図るとともに、緑茶飲料メーカーとの連携に基づく新たな茶産地づくりに取り組む白杵市の農業法人が整備する茶工場等に対し支援するものです。

次に、293ページをお願いいたします。

上から3番目の次世代を担う園芸産地整備事業費6億5,783万5千円です。

この事業は、産地規模の拡大により、流通市場での価格形成をリードできるよう、戦略品目のさらなる産出額アップに向けて、栽培施設等の整備に要する経費に対し助成するものです。

具体的には、杵築市にハウスみかんの広域産地拠点施設や、竹田市にトマトの大規模リース団地施設等を整備します。

以上でございます。

吉武畜産振興課長 畜産振興課関係分についてご説明いたします。

302ページをお願いいたします。

上から2番目の県域食肉流通センター整備支援事業費30億6,256万9千円です。

この事業は、県内唯一の食肉処理場であります大分県畜産公社の新施設整備を支援することで、県産畜産物の流通と輸出の体制強化を促進し、農家所得の向上を図るものです。

26年度は基礎工事と病畜棟の整備を行いました。27年度は本館建屋の建設を行い、28年度からの稼働を目指しています。

次に、304ページをお願いいたします。

1番下の酪農振興総合対策事業費6,382万6千円です。

これは新規事業で、後継牛の育成を集約させる預託システムの整備や預託牛への黒毛和牛の受精卵移植に対し助成するとともに、国産飼料等を活用し、低コストな飼料を供給するため、県酪が実施する混合飼料供給センター（TMRセンター）の機能強化を支援するもので、酪農経営体の体質強化と生乳生産量の確保を目指すものです。

以上でございます。

石井農村基盤整備課長 農村基盤整備課分について、ご説明いたします。

318ページをお願いいたします。

1番下の農業用ため池緊急対策事業費1,575万円です。

これは新規事業で、地震、降雨または老朽化によりため池に損傷等があり、下流住民の生命・財産に危険を及ぼすおそれがある場合、県が緊急的な対策を実施し、被害の拡大を防ぐものです。

あわせて、平成25年度から国の補助事業により一定規模以上のため池の緊急点検を実施していますが、県下全てのため池の状況を把握するため、平成27年度は国の補助の対象とならない小規模なため池の点検を行い、効率的、効果的な防災・減災対策を図ります。

以上でございます。

諏訪林務管理課長 林務管理課関係分について、ご説明いたします。

321ページをお願いいたします。

上から4番目の木造建築物等建設促進総合対策事業費8億963万5千円です。

この事業は、県産材の需要拡大を図るため、工務店等が住宅建設において地域材を利用する経費に対し助成を行うとともに、森林整備加速化・林業再生基金を活用し、地域材を使用した公共建築物の建設等に対し助成を行うものです。

また、CLT（直交集成板）を利用した展示用の施設を設置するほか、活用方法に関する検討会を開催します。

次に、1番下の九州材販路拡大総合対策事業費1,841万2千円です。

これは新規事業で、外材や九州外の製材産地に打ち勝つため、九州各県連携のもと、関東以北に向けた九州材集出荷拠点の設置等に対し助成を行うほか、木材需要が増加している韓国などをターゲットとして、関係団体が行う製材品の釜山港へ向けたコンテナ輸送等の取り組みを支援するものです。

322ページをお願いいたします。

1番下の林業事業体強化推進事業費1億1,327万6千円です。

これは新規事業で、素材生産の担い手となる林業就業者の確保や育成を行うとともに、意欲と能力を有する認定林業事業体が行う高性能林業機械の導入や改良に対して支援することで、低コストで計画的な木材供給体制の強化を図るものです。

次に、325ページをお願いいたします。

1番上の原木しいたけ再生回復緊急対策事業費5,028万5千円です。

この事業は、本県のシイタケ生産を取り巻く現状が、価格は回復の兆しが見え始めたものの、消費の低迷により依然として厳しい状況にあることから、引き続き消費拡大と生産振興の両面から、原木シイタケの再生回復に取り組むものです。

消費拡大対策では、消費者ニーズに対応した商品づくりや、大都市圏を中心とした安全・安心な大分しいたけの試食PR活動等により、大分しいたけのより一層の需要創出を図ります。

生産施設の整備では、林内作業車導入を支援し、生産コストの縮減や生産性向上による経営の安定を図ります。

以上でございます。

近藤森との共生推進室長 森との共生推進室分について、ご説明いたします。

328ページをお願いいたします。

上から2番目の事業由布登山口環境整備事業費2,961万6千円です。

これは新規事業で、由布・鶴見周辺を訪れる登山者はもとより、九州横断道路を通って大分県を訪れる観光客の利便性を高めるため、由布登山口正面のトイレの建てかえ整備を支援するものです。

次に、335ページをお願いいたします。

1番上の鳥獣被害総合対策事業費4億5,146万9千円です。

この事業は、イノシシ、鹿、猿等の野生鳥獣による農林作物被害の軽減を図るため、被害の大きい集落を予防強化集落に指定し、金網柵やネット柵等、集落ぐるみでの被害予防活動を支援するほか、農林業者や若者・女性の狩猟者の確保のためのセミナーや経験の浅い狩猟者に対する捕獲技術向上のための研修会を開催するものです。

また、狩猟肉を食肉として流通できるよう、衛生管理の指導を行うとともに、首都圏において、おおいた狩猟肉フェアを開催し需要の拡大を図ります。

以上でございます。

日隈審議監兼漁業管理課長 漁業管理課分について、ご説明いたします。

341ページをお願いいたします。

下から2番目の県産魚販売総合力向上事業費1,365万6千円です。

この事業は、県産水産物の販路及び消費拡大を推進し、漁業者の所得増大を図るため、県漁協等が実施するかぼすブリ、かぼすヒラメや養殖ヒラマサなどの販路開拓の取り組み

を支援するほか、県栄養士会との連携による学校給食や病院・福祉施設のニーズに対応した県産魚の加工品開発や魚市場等が実施する魚食普及の取り組みについて支援するものです。

以上でございます。

本庄水産振興課長 水産振興課分について、ご説明いたします。

344ページをお願いいたします。

1番上のアサリ増養殖推進事業費904万2千円です。

この事業は、本来高い生産性を有する浅海域で、水産上重要な貝類の資源を維持・増大させるとともに、その養殖技術を確立し、新たな地場産業として普及・定着させることを目的としたものです。

アサリの増産に向けた天然稚貝の保護等に引き続き取り組むとともに、その他の二枚貝類の有効利用や人工種苗の生産技術開発も行ってまいります。

次に、1番下の漁業担い手総合対策事業費885万1千円です。

これは新規事業で、県漁協と連携して漁業に関する基本的知識と漁労技術の研修を受講できる漁業学校制度を創設し、国の青年就業準備給付金制度を活用した漁業担い手の確保に取り組むものです。

また、地域の事情等により国の制度の対象にならない者もいることから、県単独の青年就業準備給付金制度等を創設し、漁業就業への幅広い要望に応じてまいります。

以上で一般会計当初予算の説明を終わらせていただきます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

元吉委員 286ページの茶産地強化事業の、これは補助金の額はわかるんですけど、補助率がわかれば教えてもらいたいと思います。

それともう1つは、県産材利用の促進事業なんですけど、これは補助金を出してるんですけど、今、各市町村でも市産材の補助金というのを出していると思うんですけども、そこら辺との兼ね合いがどんなふうになっておるのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

それと、344ページのアサリ増殖の推進事業の件なんですけど、種苗生産とか稚貝の生産という部分の予算だと思うんですけど、実際、放流しても育たないというところが1番原因になっているんじゃないかなと思います。種苗生産についても、十二分に大量生産に変わっているので、例えば、耕うんをやるだとか、海自体を何か改良をやるだとかいう方策はないのか、あるのか教えてもらいたいと思います。

上野園芸振興室長 大分の茶産地強化対策事業の補助率につきましては、茶園造成、それから、省力管理機の整備につきましては、県が3分の1、市町村が6分の1となっております。茶の苗木の植栽については、県2分の1、市町村6分の1でございます。それから、防霜施設、防霜ファンにつきましては、国庫2分の1、県8分の1、市8分の1となっております。防霜スプリンクラーにつきましては、国庫2分の1となっております。

最後に、茶工場の整備の分につきましては、国庫2分の1、建屋部分のみ県、市12分の1ずつでございます。

以上です。

三瀬林産振興室長 地域材の活用に関係する住宅の支援でございますけれども、各市町村

においても、市産材を使って家を建てた場合は、材料そのものを一定の量提供しますよというような支援もあるんですけども、県のほうでは、県産材というよりも地域材という言い方で、地域の流通業者等を通して生産されたものを使ったものについて支援をしております。特に現在は、はりとか桁、それが大きな量を使うんですけども、そういうものに有用な乾燥材を使用したものについて支援をするということで、そういう地域外の、今まで余り使われていなかった部分を普及するというような意味で、支援をすることにいたしております。

本庄水産振興課長 豊前海の耕うん等についてお答えを申し上げます。

豊前海におきましては、豪雨水害等に伴いまして環境の悪化が進んでいるということで、本年から28年までの3カ年間で、大分県北部地区水産環境整備事業といたしまして、漁場堆積物の除去と耕うん、また、増殖場、藻場の造成等により生産力を向上させようという取り組みをしております。

また、ごく沿岸域におきましては、それぞれの市町村の活動組織が干潟の保全活動を行うのに支援をするということです。

アサリに着目してみますと、湧いているアサリを竹等を立て込んで保護した漁場に放流する、また、石原漁場のようなところに放流するといった取り組みについても支援をしているところでございます。

以上でございます。

元吉委員 今の県産材のことをもう一遍聞きたいんですけどね、例えば宇佐市の場合、立米5万円ぐらい、補助金を市産材ということで出しています。その中には県の予算というのは全然組み込まれていない、別個ということですか。

三瀬林産振興室長 別個でございます。あわせて支援することは可能でございます。

ただ、今、県のほうでやっておる事業については、工務店に対しての支援というような形でやらせていただいております。いろんな形で、施主というか、建てる方に対する支援、それから、工務店に対する支援というような形もありますので、家1棟で見た場合は、いろんな形で支援が行くというか、そういう形も可能であると。

土居委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで少々休憩をとりたいと思います。

委員の皆さんは、個人情報の説明を聞きますので、別室をお願いします。

14時47分休憩

14時58分再開

土居委員長 再開いたします。

先ほど、先送りいたしました第18号議案についてですが、個人情報について担当課の

説明を受けました。第18号議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、第6号議案平成27年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

矢田団体指導・金融課長 予算説明書の537ページをお願いいたします。

第6号議案平成27年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について、ご説明いたします。

左から2番目の本年度予算額の欄にありますように、予算額は合計で7億6,510万5千円でございます。

次に、主な内容について説明いたします。

540ページをお願いいたします。

ページ中央の表頭事業名欄の1番上にあります林業・木材産業改善資金貸付金1億2,500万円です。

これは、新しく林業や木材産業の経営を開始する場合や、経営の規模拡大や効率化を図るため新たな生産・販売方式の導入等を行う際に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

その下にあります、木材産業等高度化推進資金貸付金3億1,750万円です。

これは、林業や木材産業経営者が、木材供給の円滑化を図るために要する素材・製材等の購入や木材の加工・流通システムの整備のために必要な資金を、金融機関との協調融資により低利で貸し付けるものでございます。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第7号議案平成27年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

矢田団体指導・金融課長 予算説明書の545ページをお願いいたします。

第7号議案平成27年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算についてご説明いたします。

左から2番目の本年度予算額の欄にありますように、予算額は合計で1億119万2千

円でございます。

次に、主な内容について説明します。548ページをお願いいたします。

事業名欄にあります沿岸漁業改善資金貸付金1億円でございます。

これは、沿岸漁業従事者に対して、経営及び生活改善並びに青年漁業者の養成、確保のための研修や技術習得に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

油布副委員長 最後の、去年は2億円あるよな。今度は1億円、半分になってるよな。前年度の予算額が、そこがどうして安くなったかなと思って。

矢田団体指導・金融課長 骨格予算でございますので、肉づけで補正をさせていただきたいと思えます。

土居委員長 ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第8号議案平成27年度大分県就農支援資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

渡邊農山漁村・担い手支援課長 予算説明書の551ページをお願いいたします。

第8号議案平成27年度大分県就農支援資金特別会計予算についてご説明いたします。

左から2番目の本年度予算額の欄にありますように、予算額は合計で3,537万2千円です。

次に、主な内容について説明します。554ページをお願いいたします。

事業名欄にある就農支援資金貸付金3,532万1千円です。

これは、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づき、新たに農業を始めようとする青年等を対象に、経営開始に必要な機械の購入等に必要な資金を無利子で貸し付けるものですが、その貸付金の原資の一部を国に償還するものなどです。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第9号議案平成27年度大分県営林事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

峯崎森林整備室長 557ページをお願いいたします。

第9号議案平成27年度大分県営林事業特別会計予算についてご説明いたします。

左から2番目の本年度予算額の欄にありますように、予算額は4億7,583万5千円でございます。

次に、主な内容について、ご説明します。560ページをお願いいたします。

第1項県営林事業費の事業名欄の上から2番目、伐採事業費9,124万7千円です。

これは、土地所有者に対し、主伐や間伐木の売り払い代金を分取割合により交付するものなどでございます。

561ページをお願いいたします。

事業名欄の1番下の諸費1億2,230万5千円です。

これは、主に県債利子償還金でございます。

563ページをお願いいたします。

第2項県民有林事業費の事業名欄の1番上の伐採事業費1億3,568万6千円です。

これは、県民有林の間伐と作業道開設の実施、間伐材の販売業務を、外部委託により実施するものなどでございます。

以上で特別会計についての説明を終わります。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第37号議案平成27年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

村井農林水産企画課長 第37号議案平成27年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担についてご説明いたします。

議案書の276ページをお願いいたします。

これは、平成27年度当初予算案に係る農林水産関係建設事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させることについて、地方財政法及び土地改良法の規定に基づき議決をお願いするものです。

議決の対象となる事業と市町村の負担割合は、278ページまでの表にお示ししているとおりで、これらについては、法の規定に基づき、あらかじめ関係市町村から了解をいただいているところです。

昨年度との変更点ですが、277ページの右から5番目の農業用ため池緊急対策事業、同ページの左から2つ目の水産物供給基盤機能保全事業の第1種漁港と第4種漁港、その左の漁港施設機能強化事業の次のページ第4種漁港、その左の漁港海岸保全施設整備事業の離島部分が新規となっています。その他、昨年度と負担割合に変更がある事業もございしますが、これは実施箇所の開始や終了に伴うもので、制度的に負担割合を増加あるいは減少させている事業はございません。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第38号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

矢田団体指導・金融課長 第38号議案権利の放棄についてご説明いたします。

議案書は、279ページでございます。

詳細につきましては、お手元の農林水産委員会資料でご説明いたします。

資料の7ページをお開きください。

この議案は、農業経営の改善を目的とした新たな事業の開始等の先駆的な取り組みに対し、無利子の長期資金を融資しました農業改良資金貸付金に係る債権のうち、貸付先からの回収が不能となっているものにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく権利放棄の議決をお願いするものでございます。

まず、1の未収債権の状況でございますが、農業改良資金の未収状況につきましては、平成27年3月現在において、12件、3,349万9千円が未収となっております。

今回、権利放棄をお願いする内容は2に記載しておりますが、主たる債務者及び連帯保証人の死亡等により、当該債権の回収が不能となった貸付先に対する52万2,071円の債権であります。

なお、当該債権には、返済がおくれたことにより発生する違約金が含まれており、内訳は元金52万1千円と違約金1,071円となっております。

未収金につきましては、貸付金の原資が県民の税金であることを強く認識し、今後も、関係機関と連携した主債務者、連帯保証人等及び相続人への催告、面談等により引き続き回収に努めてまいります。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第39号議案大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

渡邊農村整備計画課長 第39号議案大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書は280ページでございます。お手元にお配りしております農林水産委員会資料でご説明いたします。委員会資料の8ページをお願いいたします。

国営緊急農地再編整備事業駅館川地区は、宇佐市安心院地域において、ブドウ団地の再整備や老朽化したかんがい施設の更新整備を一体的に行うことで、企業等の新たな担い手の参入を促進し、攻めの農業の実現を図るものでございます。

この事業に係る負担は、国庫と県・市町村・農家負担で構成されますが、農家負担については、土地改良法第90条2項の定めにより、県が条例を制定し徴収する必要があります。

今回の条例改正は、駅館川地区が平成27年度より新規着工するため、これまであった国営かんがい排水事業大野川上流地区に追加して、負担金の徴収率等を定めるものです。

なお、国庫負担率は政令で規定され、県負担率については国が示したガイドラインどおり予算計上しているところです。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

久原委員 これを見ると、昭和40年から54年度にかけて国営事業で450ヘクタールのブドウ団地をつくったと。そして、パイプラインとかいろんなことをしてきたと。高齢化だとか、あるいは担い手不足によってそれがだめになったと。それで新たにつくるといふことで、450ヘクタールのブドウ団地をつくったときには、どのくらいの費用がかかったのか。そして、今度、総事業費120億円かけてまた新たにやるといふんだけど、農家は何人ぐらいこれに参加するのか、ちょっとそこら近所を教えてください。

渡邊農村整備計画課長 まず、昭和40年の事業についてでございますが、事業費が約8億円となっております。今回、事業同意をとるといったこととなりますけれども、関係者につきましては1,382名という方々が対象となります。

久原委員 この区画整理243ヘクタールのところに1,382人の人たちが入植して、それで、今度新たにまたブドウをするということ、こういうふうな。

渡邊農村整備計画課長 1,382人の内訳でございますけれども、圃場整備、区画整理に関係する農家関係者といたしましては493人で、残りの方々はかんがい排水施設についての受益者といったこととなります。

久原委員 ちょっとわからんけど、もしもう一遍当選したときには、見に来ていってくれ。でも、この493人の中に120億円もかけてから、本当に合うんかな、こんなことしよって。また何年かたてば、老朽化になったとか、あるいは担い手不足になったなんて言い出すんじゃないかい。

渡邊農村整備計画課長 今回、事業参画します430名の皆さん方は、ほとんどの方が高齢化というようなところで、今後リタイアする方がかなりいらっしゃいますので、それにかわる方々といたしまして、企業参入、それと新規参入というような格好で新たな担い手を現地のほうでしていただくといった格好となります。

久原委員 日本の農業というのは、いわゆる家族農業でもってきたんじゃないわ。それが企業参入によって、よそのところにどどんやって。そうやってね、そんなところに大きな補助金を出して、業者が使うようなことをしよるんだ。ところが、1町、2町とか家族でやれる範囲内のことで一生懸命やってしよる人は補助金も何も出らん。俺なんかよう言われるのは、トラクター買うのに何であそこの企業には500万円もするやつを250万円ぐらい補助金を出すんかい。俺が500万円のやつを買おうたって、全然補助金も何もね

えんど。そういうようにして、農家はどんどんどんどん離農しよるんだ。そして、家族農家が潰れてしまいよる。そして、企業にお願いしてから、企業はやるけど、こんなもん、いつ逃げていくかわからんのよ。こんなことに銭を多く出して、こんなことでいいのかな、そういう農業を推進して。

渡邊農村整備計画課長 今回入ります企業、例えば話をさせていただきますと、ブドウの関係につきましては、ブドウをつくりまして、ブドウそのものよりか、6次産業のほうとといったような格好で、ブドウ酒の原料にしようとか、そういった格好で販路も確保した中での企業参入というような形で、今この事業、取り組みをしておるところでございます。

久原委員 もし私が通ったら連れていってくれ。そして、本当にこういうことばかりしよって、先行き不安じゃ。

土居委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第40号議案大分県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

諏訪林務管理課長 第40号議案大分県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部改正についてにご説明いたします。

議案書にあわせまして、お手元の農林水産委員会資料によりご説明します。

議案書の281ページと、委員会資料の9ページをお願いいたします。

本条例は、1にありますとおり、間伐等の森林整備の加速化及び間伐材、木質バイオマス等の森林資源の活用による林業、木材産業等の再生を図るため、国から受け入れた補助金を積み立てるための基金を設置するものでございます。

本条例の効力は、本年6月30日までとされていましたが、国の事業期間が1年間延長されたことから、2にありますとおり、今般、条例の効力を28年6月30日まで延長する改正案を提案いたしました。

本県では、3の表のとおり、これまでに国から総額166億円の補助金の交付を受け、平成21年度から事業を実施してまいりました。平成27年度につきましては、基金残額のうち19億6,200万円を活用し、路網の整備や木造公共施設等の整備などに取り組むこととしております。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

次に、第41号議案指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例等の一部改正についてですが、総務企画委員会及び福祉保健生活環境委員会に関連するため、合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

近藤森との共生推進室長 第41号議案指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は282ページですが、委員会資料の10ページをお願いします。

2の改正の内容等ですが、①の指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例は、鳥獣保護区等に設置する標識の寸法等を定めたものです。

今回、法の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改められたことに伴い、条例中の法の題名等を改めるものです。

また、②の大分県税条例及び③の大分県自然海浜保全地区条例についても各条例中の法の題名を改めるものです。

なお、施行期日につきましては、当該法律が施行される平成27年5月29日としております。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

近藤委員 標識の寸法を定めるとは、具体的にどうなってどうするの、ようわからん。

近藤森との共生推進室長 例えば、鳥獣保護区に看板を立てていると思います。その看板の大きさ、例えば、縦が36センチメートル以上とか横が45センチメートル以上ということで、それが鳥獣保護法の施行規則に各県の条例によって定めるものとなっていますので、それで、県で条例を定めて大きさを統一しているということです。

近藤委員 わかりやすく大きくするということ。

近藤森との共生推進室長 これはですね、やっぱり狩猟者は全国区で登録しますので、全国的に統一しておいたほうが狩猟者も見やすいということで、寸法を定めているということです。

近藤委員 私は、ずっと湯布院から別府を通って来るんですけど、去年は鹿が大体中の原に五、六頭ぐらいいつもいた。ことしは100頭以上おるんですよ。隣が禁猟区なもんやけん。禁猟区でしょう、由布岳は撃たれんでしょう。

それで、そこに逃げ込んで餌取りに来るんやけどな、もう本当すごいわ。鹿牧場じゃねえかというぐらいうんとおるんですよ。寸法の改正もいいけど、うんとおるやつをどう始末するか、そっちのほうを先にしっかりやってもらいたいですね。

以上です。

土居委員長 要望という形でよろしいですか。（「はい」と言う者あり）

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 採決についてですが、合い議をしている委員会から回答が届いておりません。したがって、採決は保留いたします。

次に、第1号報告平成26年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会関

係部分について、執行部の説明を求めます。

上野園芸振興室長 第1号報告平成26年度大分県一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

議案書は300ページですが、農林水産委員会資料でご説明いたします。委員会資料の11ページをお願いします。

2月18日付で専決処分をさせていただいた火山活動降灰対策事業1億1,120万円に関する報告です。

平成26年11月から続いている阿蘇山の噴火により、その周辺地域である大分県内においても降灰による農作物等の被害が確認され、今後、さらに影響の拡大が懸念されているところです。

このため、降灰による生産者の意欲の減退を防ぐとともに、農作物等の品質保持を図るため、作付にあわせ早急な対応が必要と判断し、必要となる機械整備等の降灰対策に要する経費について、2月18日付で補正予算の専決処分をさせていただいたものです。

具体的には、作物に付着した火山灰を除去する機器の整備や、降灰を防止する施設等の整備、石灰質資材等の土壌改良資材の導入経費等に支援を行う市町に対し助成いたします。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本報告のうち、本委員会関係部分については、報告のとおり承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については、報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査に入ります。

なお、この際、念のため申し上げます。

今議会以後、任期中、本会議の予定もございません。本日の委員会が一応、任期最終の委員会となりますので、先例によりまして結論を得るに至らなかった請願は、審議未了の扱いとすることになります。

この点、あらかじめご了承願います。

では、請願50由布市塚原和牛共進会跡地におけるメガソーラー事業に関することについてですが、土木建築委員会に合い議していることを申し添えます。

執行部の説明を求めます。

吉田森林保全課長 由布市塚原和牛共進会跡地におけるメガソーラー事業に関する請願についてご説明いたします。

委員会資料の12ページをごらんください。

請願のあった場所についてですが、旧湯布院町塚原において平成4年に全国和牛共進会が開催された跡地であり、面積は約20ヘクタールを有し、由布市より購入した業者は、太陽光発電施設を建設する計画を持っております。

当該地は、大分県地域森林計画対象地であるために、1ヘクタールを超える開発行為を

行う場合には、森林法に基づき県知事の林地開発許可を受ける必要があります。

一方、このメガソーラー建設については、当初から景観を損ねるとの住民の声がありました。そこで、県としましては、昨年1月に、由布市と事業者との土地売買契約が解除されれば、森林ネットおおいたによる当該土地の買い取りをあっせんする旨を由布市に提案していましたが、昨年12月22日付で所有権の移転登記が完了したことを確認しております。

しかしながら、由布市の考えを確認する必要があることから、現在、由布市と協議を行っているところであります。

現時点で事業者から、県に対しての林地開発許可申請書は提出されていませんが、提出があれば、森林法には、①土砂災害等の防止対策が講じられていること、②水害の防止対策が講じられていること、③水の確保対策が講じられていること、④環境対策が講じられていることの要件が定められておまして、この4つの要件が満たされていれば許可しなければなりません。しかし、許可に当たってはこの要件を厳正に審査いたします。

なお、請願項目の3についてですが、農林水産部においては林地開発以外に許可制度はございません。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

守永委員 先ほどの4つの項目の中で、環境を著しく悪化させるおそれがあることという項目について、この中に当該の請願にある景観という部分は、評価の対象となるのかなのかお伺いしたいと思います。

吉田森林保全課長 説明しました3の環境を著しく悪化させるおそれがあること、この中に、景観についての考慮、これについては定めがございません。

環境の悪化に対する対応といたしましては、森林——残地森林、森林を残す、または森林を造成する、この割合というものは規定されております。この場合は、面積の25%以上、そういう森林を残せば許可はできるということになります。

以上でございます。

油布副委員長 この件については、かなりいろいろ問題があるなど。特に私が思うのは、あそこは傾斜が急で、上の山もあるし、かなり雨が降ったときに土砂災害、ここにも書いてありますね、土砂の流出、これが物すごい。パネルの上に雨が降ったときに、直ちに下の水路に行く。その水路にたまった水が一気に流れて、大きな土石流を引き起こすんじゃないかと思うんですね。いずれにしても、そういう環境を破壊するとか、そういうようなものがあると思います。

それと同時に、②にある水害を発生させる、これも大きな原因になるんじゃないかなと思います。この分について思い起こせば、由布市が絡んでおると聞いたんですけど、いろんな人が私のところに訪れて、これをとめてくれと。実は、これは大きな問題になるよと。災害が発生したときはどこが責任をとるんだろうかというような、いろいろ厳しいことを訴えてきたんです。まさにそのとおりだなと思ったんですけど、由布市はどう考えているか、そこら辺の市町村の関係を、わかれば教えていただきたいんですが。

吉田森林保全課長 まず、林地開発の対象となる場所は、先ほど申しました面積20ヘクタール、パネルを置こうとするこの範囲が林地開発許可の対象となるということござ

います。その周囲の森林、例えば、計画地の上部の森林の状況につきましては、林地開発の許可の対象ということにはなりません。ただ、当然、治山事業とか入っているところでございますので、これは、それぞれの所管のところがそういう災害防止の対応には対策をとっていくと。県といたしましては、上は国有林でございますけれども、きちんと要望していくということでございます。

それから、パネル等を敷きつめて、当然水が出てくるんじゃないかというご質問でございますけれども、これにつきましては、現状と違って、すぐに水が出てくるということを考慮しまして計算をするんですけれども、調整池に出てくる水を一遍ためまして、ゆっくりと下方に流す、こういう調整池を申請者に計画の中でつくらせて、下方には定められた許容できる流量の水が流れるようにするという計画になっております。

それから、計画地20ヘクタールにつきましては、災害そのものの引き金にならないように、盛り土、切り土につきましては、きちんと基準に合った以内のものにさせますし、緑化工事とか土砂災害のための調整池とか、そういう対策を業者にはとっていただくようになります。

以上でございます。

油布副委員長 わかりました。それと、九電との絡みです。九電は今からつくっても買わないと言ってますよね。実は、いろいろ計画されている人が非常に困っていると。買ってつくったんだけど、もう電力は要らないというような話がどんどん出ているんですけど、そのような形の中で、これだけ大きいものをつくって、九電との絡みはどうなっているんですか。買い上げの関係は。わかれば。

吉田森林保全課長 聞くところによりますと、ここの計画につきましては、もう既に系統連携を九電にとっているようでございます。ということで、委員おっしゃるように、九電が契約の停止、こういうものが昨年11月ごろだと思いますが、議論が出てきました。この場所につきましては、それ以前に九電との契約が完了していたということで、事業を進める分については、九電とはそういう系統連携とかは完全に済んでいる場所であるというふうに聞いております。

以上でございます。

近藤委員 19年の台風災害のときに、ここもすごい水が出たんですよ。自動車道が上と下に分断していますけれども、その排水溝からの水が自動車道に集中して、一挙に水が出て、ここは舗装も何もめくれてしまって、相当の水害が出たんですよ。それが原野の状況でそれだけ出たんやから、パネルを仮に敷いた場合には、予測をしがたい雨が降ったときには、また相当な水が出るなというふうに思うんです。

調整池という話があったけど、調整池やったら相当に大きな調整池をつくらないかと思うんじゃないけど、どの程度の調整池を計画をすれば災害が出らんというふうに県は思っているんですか。どうなってるの。

吉田森林保全課長 委員のご質問の調整池の大きさでございます。これにつきましては、先ほどご説明しましたように、設計書等がまだ我々のほうに示されておられません。当然、調整池の大きさというものはパネルをどの程度敷くかの規模によって変わってくると思います。

県としましては、そこら辺は基準に従いまして必要な調整池をつくるように指導してい

きたいと考えております。

末宗委員 前回かな、前々回かわからないけど、この件で僕、質問したときに、個人情報で教えられないということだったんだけど、きょうは会社名があるんだけどね、この会社が資本金が何ぼ、従業員が何名、年商が何ぼとかいうのは出てないんよね。そこらあたりを、まず教えていただきたい。

それと2つ目は、由布市と協議、この部分が、認めるときは許可しなければならないとあって、由布市と何を協議するのかなど。由布市が悪い、いいと言ったら、それによって変更するのかなということが1点。

それともう1つは、きょう請願が出ているんだけど、請願でこれを採択すれば、県議会としては方向性がはっきりするわけだけど、執行部はそれに県議会の意思を無視しても認めるときは認めるという結果になるのかな。その3点。

吉田森林保全課長 今回、資料に業者名を出したのは、土地所有者ということで登記簿等に明記されております。これは公表されたものとして土地所有者ということで上げております。

この会社の資本金、それから従業員、これについてはまだ確認をしておりません。申請者になるかどうかというのも不明でございますので、確認ができておりません。

それから、由布市への意見照会でございますけれども、由布市への意見照会は、下流に市が管理する河川がございます。これに水を流すことの協議のほかにも、県として林地開発の許可に当たって何か考慮すべきことがあるかどうか、これについて意見を照会するものでございます。

この意見照会につきましては、当然4つの基準に該当するようなものでありましたら、業者に対してきちっと指導をいたしますが、それに該当しない場合、単なる反対とか過大な要求をする、こういうものや、市に対する意見については対応できないということになります。

それから、3つ目の請願が採択された場合の対応でございます。森林法の規定では、この4つの基準を守っていれば許可をしなければならないという規定になっております。そういうことで、今までメガソーラー以外、多数の林地開発が出ておまして、それを許可しております。そういうものと比較いたしましても、基準を守っていれば森林保全課としましては許可するということが対応せざるを得ないかな、森林法に違反する行為はできないのではないかと考えております。

以上でございます。

末宗委員 前から言っていて、きょうもここまで出して、資本金も従業員も年商も何もわからないという出し方よね。議論ができないじゃない、この会社がどういうふうな会社か、信用がおけるかおけないかわからないじゃない。もうこの前から言っていて、名前だけきょうは出てきたんだけどね。それと、議会がこれで採択して、執行部は議会を無視してやるという結論でいいんよね。議会の言うことは一切聞きませんということで、大分県の執行部はやるということやね。それで間違いないね。

吉田森林保全課長 担当課といたしましては、森林法の規定に違反することは非常に困難ではないかなと、そういうふうに考えているところでございます。

議会の採決を無視するというわけではございませんけれども、森林法に対する違法な行

為に対しまして、県、それから、それに携わった職員に対する責任を問われるという可能性があるのではないかと考えております。

企業につきましては、申請者として出てくれば、その内容はわかりますけれども、今のところ申請が誰になるか全く不明でございます。そういうことで、わからないということでございます。それから、ここに載っています（「現所有者があるじゃないの。それでいいじゃない」と言う者あり）所有者につきましては、単に土地の所有をしているだけということでございますので、そこまで調べていなかったということでございます。

末宗委員 これだけ問題になっているのに、県は全然調べていないわけ、土地所有者。この会社名出ているところをわからないの、今。すぐわかるやろう、インターネットでも何でも調べたら。今この委員会でやっているけど、この会社はどんな会社も何もわからないんよ。それで議論を求めらるって。そして、聞いても答えない。最低限のことじゃないの。

吉田森林保全課長 この会社は、ファンドクリエーションという会社が設立しました子会社でございます。インターネット等で調べましても、湯布院塚原プロパティ合同会社に対する詳しい情報は出てまいりません。（「資本金とかは定款があるんだからわかるだろう。余りばかにしたような話をして」と言う者あり）

川村審議監 大変申しわけないです。湯布院塚原プロパティという合同会社が何者というのは、確かにインターネット等で調べれば出てくると思います。

それで、1つ問題があって、今このプロパティが土地所有者なんですけれども、実はプロパティが、「いや、俺のところは開発はするかどうかわからない。自分のところはただ土地を持っているだけだ」と。（「いや、俺が聞いているのはプロパティがどんな会社かというのを聞いているだけだから」と言う者あり）済みません。そこについては、今後調べる必要があると思いますので、早急に調べてみたいと思います。ただし、この方が申請者になるということは、今の段階では全然わかっていない状況です。

元吉委員 いろいろ大変な問題なんですけれども、宇佐市も今、2カ所いろんな問題がメガソーラーで起こっているんですけど、ここはまた規模が違い過ぎるというような状況ですけど、請願の内容を見れば、当然住民、県民がつくってもらいたくないというのは当たり前だから、私は、請願は請願で我々が考えればいいことであると思っています。

ただ、課長言われるように、例えば、産廃の中間処理施設と同じように、物がそろえば許可しないわけにはいかないというのがこの法律だと思うんですけど、先ほど言うように、調整池をつくってという、いわゆる普通の状況の中でこのぐらいの貯水量があればいいというのか、それか、例えば、九州北部豪雨みたいに大豪雨が来たときにも地域に絶対迷惑をかけないだけの調整池をつくれというのか、そこら辺も含めて。

問題は、これだけ反対が起こっているんですよ。観光協会の皆さんも地域の皆さんもソーラーをつくらせないでくれと言う中で、県の姿勢として、つけれないぐらいの基準というものを考えていくべきではないかなと。もちろん、この法律の趣旨からいうと、書類がそろい内容が整えば許可は出しますという法律だということはわかっています。けれども、その内容も、この規模になりますと、住民の意向を酌んだりいろんな条件をつけようと思えばつけられるので、今まで普通の山林許可を出しましたよというような手順でいくべきではないと私は思いますし、先ほど議会で請願採択しましたよと、県の方向は違いますよ、これもいたし方ない部分あると思うんです。

例えば、請願なんていうのは、できないから請願してるわけでございまして、県議会でも市議会でも、請願通ったらみんな執行部がしてくれるんだったら、議員はこんな楽なことはないわけですよ、地域の整備でも何でも。ですけれども、請願は幾ら議会で通って、現実には執行部は予算づけできないということは、ほとんど九十何%はそうだと思います。だから、そこら辺の違いは余りにしなくていいんですけど、ただ、私が言いたいのは、これだけの地域の反対が起こっているという中で、通り一遍の土木の災害基準に合わせてオーケーですよということにはならないと思うんです。

例えばそれでやって、今みたいにわけのわからん気候条件の中で、豪雨が来て、本当に災害が起こったときには、この会社が塚原の旅館街から塚原の地区を復旧するだけの力があるかということになるじゃないですか。そういうところまで含めていけば、それは果たしてそこに投資をするかせんかという問題も出てくるんじゃないかと思うんです。いずれにしても、マックスの状態の雨量だとか、いうことを基準にして、今回はハードルを上げて県は臨むんだという姿勢を持っていただきたいと思います。

土居委員長 要望ですか。（「要望です」と言う者あり）

久原委員 今聞いてみて、さっき言った企業名なんかもあったんだけど、私もこの経験はしてるんですよ。野津にある企業が大きなものをつくって、そして進出してきたんですよ。その企業は広島で、もう潰れてるんですよ。だけど、南里というやつをつくって、この人たちは潰れたところに大きな補助金をやってからどうするのかわからないというようなことを俺は相当言って、こんなことをしたらだめよというみたいのところまで言ったけど、申請書が出て、親会社は潰れてるかしらんけど、この人たちはしっかりやるんじゃないかと補助金を出した。結局どうなったかといったら、やっぱりどこかに夜逃げをしてしまった。何億円も出して。そんなことっていうのはあるんですよ。だから、今言うように、企業というのはよく調査しなければならんということ、やっぱり本当に考えたほうがいいと思う。

ただ、わからんのは、これだけ企業の申請者もわからない、多くの皆さんが反対してる、そういうところにあって由布市議会はなぜ賛成したんか。そして、聞くところによると、この地権者に——地権者というか、入会権を持ってる人たちに、もう銭も配ったってじゃない。そんなことをするようないところにあって、今ごろこんなのが出てきたって、どうして、反対じゃ賛成じゃというようなことができるのかな。そこら近所はどう思ってるの。（「そういうこと言われても困るわな」と言う者あり）じゃ、こう聞こう。由布の市議会はなぜ賛成したんか。

吉田森林保全課長 これは聞いたところの話でございすけれども、あそこは入会地ということで、由布市の土地を牧野の採草地として使う権利を地元の方が持っておった土地でございます。ここの管理が、地元の高齢化とか過疎化によって非常にきつくなったと。それから、過去あそこは野焼きをしております、死亡するという不幸な事故も起こりました。そういうことで、自分たちで管理するのが非常に難しいということで、何とかそこを処分してほしいというような要望があって、それに対しまして、由布市のほうとしましては、土地の使い方を公募しまして、そこに今の計画、ファンドクリエーションがメガソーラーをつくるという計画が出てきて、それが認可されて、市のほうもそこに土地を売るという契約をしたというふうに聞いております。それで、先ほど申しましたように、昨年12月に土地の売買が完全に終了いたしましたので、それに伴う契約金を約束に従って地元

に配付したとも聞いております。

土居委員長 議会の議論の内容は。

吉田森林保全課長 議会の議論の内容につきましては、詳しく存じておりません。申しわけございません。

近藤委員 あそこは全共のあった跡で、それはご存じだと思いますけど、今、入会権という話あったけど、入会権じゃないんです。あそこは地方自治法第238条の6に規定する旧慣使用权のある土地なんです。それで、野焼きの事故があって、もうなかなか管理ができないから売ってほしいという要望を市に出したんです。市はそれじゃということで、プロポーザル方式で手を挙げた人に交渉しようということなんですけど、実はプロポーザルの期間が合わせて2カ月、その1年も前から特定の人と市の内部で協議をして、そんな話の中でプロポーザルでそこに決まったという経緯です。

そして、地元のというか、湯布院の議員は1人だけ賛成して、あとは反対。それで、庄内から挾間の議員が、余りよく事情を知らなくて、地元が困っておって売るといふのであれば売ればいいのかということ、ほとんど審議をしていないんです。湯布院の議員は、大事なことから委員会に付託して現地調査をして、しっかりと検討してからやるべきだと言ったけど、何しろ多勢に無勢で押し切られたという経緯があって、ほとんど審議らしい審議もしていないし、私も契約書を見たけれども、通常の土地の売買、所有権の移転のというふうな簡単なあれじゃないんです。もうそれこそ性産業風俗どうたらこうたら、全く関係ないことをずっと書いて、最後に、お互い損害を受けたときは損害賠償しますよと、裁判所はどこですよまで規定を書いているんですね。その契約書を今、私の手元に持っていますけれども、そういうことですから、本当にソーラーをやる気があるのかな、損害賠償を取るのが目的かなというふうには、私はまだ疑問を感じておるんですけどね。

ここは日本一美しい村にも指定されておるとおり、その隣には私が日本一の環境をつくるということで、公団なんかにもお願いしまして、山桜とかモミジとか植えて、そういう里づくりをずっとやっております。その隣なんです。片一方はいい桜の、片一方はソーラーじゃ、ちょっとそぐわんかなと思って、私も初めからここはやめたほうがいいよということ、市長に言っている、そういう土地なんです。すごくいい土地なんです。ソーラーも大分県で1番日照の悪い土地なんです。北西に向いておって、日照率が7割しかない。本当にペイするのかなというふうには私は思っている、そういう土地なんです。

だから、そういう契約のあり方そのものも私は非常に疑義を感じているんですよ。1枚のペーパーカンパニー、本社の所在地が駐車場だった、そんなところと契約すること自体が私は非常に疑問に思っている。しかし、もうこれ以上は言いませんけど、そんな状況で売ることが決まったという土地なんです。

だから、地元の人は何としてでも保全をしてほしいというこの請願は絶対に採択してほしいし、災害もあるということもあるので、さっき委員が言いましたけれども、ハードルを高くして、許可をするまで行き着くかわからんけれども、もし出たら許可をしないでほしいと、私はそういうふうには思います。

久原委員 しかし、今、近藤委員の話、地域の議員が何も知らなくて多勢に無勢で、そして、湯布院の人は1人賛成したけど、後の庄内とか挾間の議員は何もわけわからなくて、そしてこれを決めたなんて、そんな言い方はないと思う。

近藤委員 事情はわからんで、地元が売れと言うなら売ればいいじゃないかと、地元が困ってるから売ればいいじゃないかという、そういう深い配慮がないうちに決まってるんよ。事情を知らんけん。

守永委員 私も若干、地元の方から相談を受けた経緯はあるんですが、森林法上の許認可の基準そのものは法律にうたわれたことですので、それをもとに、きちんと審査をしてくれると思うんです。情報として、今、調整池を整備しなさいという投げかけをしておるといことで、あと何枚パネルを置くかによって池の大きさも違ってくるでしょうし、企業のほうがパネルの数を調整池の大きさに応じて調整するということも考えられるんですけども、その申請地に最大限置けるパネル数を想定したときに、どのくらいの規模の調整池を求めて、その工事をしたときにどのくらいの経費がかかるだろうとかいう試算をされた経緯というのはないかどうかというのを伺いたいのと、その試算をしたときに、企業が今の売電価格なり、その後20年間のパネルを設置する期間、20年以上になるかもしれないませんが、その間に何のメンテナンスもなしに調整池を維持できるとは思えないので、そういった長期的に見てどのくらいのメンテナンス経費が要るのかというのがもしわかれば、教えていただきたいなと思います。採算性を想定する中でですね。（「申請が出ていないからわからないだろう」と言う者あり）

吉田森林保全課長 試算等との委員のご質問でございますけれども、申請書等がまだ出ておりません。業者に対しましては、うちの林地開発の基準等の内容を示したペーパー等を示しておりますけれども、それ以後、業者とも接触をしておりますので、試算をしたかといえば、試算等はしておりません。また、業者の結果というのも見えておりません。

それから、メンテナンスの費用がどの程度かかるか、これも同じように申請書等が出ておりませんので、全く確認をしております。

以上でございます。

守永委員 先ほどほかの委員からの質問で、このメガソーラーを設置しようかという事業者も定かではないという答弁もありました。20年間長期にわたって維持できる体力を持っているのかというのも情報としてないという状況と、具体的に計画が上がってきていない中で、そういった試算もできないという状況であれば、請願を採択するにもしないにも、余りにも判断材料がなさ過ぎると思うんですが、もっときちんと議論できる情報を得た中で議論していかないと。とりあえず由布市議会でどういう過程、議論で議会が決議したのかわかりませんが、一地方自治体の議会が結論を出したことに對してかかわってくる課題ですから、もっと慎重に県議会としても議論できる材料を集めるべきだと思うんですが。（「それとこれとは関係ない」と言う者あり）

元吉委員 確かに質問とか意見という段階にはないと思います。ただ、よくよく考えますと、これは由布市で片づけてから県に上がってくる問題だと思うんですよ。恐らく、よその市町村のことをこんなこと言ったら悪いか知らんけど、許可権者は県だから市は関係ねえやというような状況で、このソーラーの企業に売るとい話も進めてきたんじゃないかなと思うんです。ということは、しかしながら、現実の流れとすれば、今後の責任は全部県に来るといことに当然なります。先ほど要望を言いましたけれども、とにかく、これだけでもめて反対が来ていると。しかも規模が20ヘクタールですよ。そこが全部真っ平らになると。そういった意味で、本当に災害の補償ができるのかというところが、我々県議

会としての論議はそこだと思えます。だったら、その保証を業者もつけろ、県もつけろというぐらいの論議になると思うんです。我々議会側が注文をつけるといったら、そこしかないと思えます。逆に言ったら、今度は執行部側からしたら、どんな豪雨災害が来ても、北部豪雨よりもっときついやつ来ますよ、これから。そんなのが来ても被害を出さないだけの治水管理ができるだけの工事をしなさいというところしか結論づけられないと思えます。

そういった意味で、今、議会で結論出すべきじゃないんじゃないかという話ですけど、私は違うと思うんですよ。採択するかせんか、議会としての結論はどういう形であろうが出していいと思えます。ただ、それを執行部側が真摯に受けとめて、今後の対応を最大にしてもらおうということ、真摯の対応がなかったら、我々議員も、だったら、その会社に能力がなかったときには、県がその災害について永久保証するということですかということまで突き詰めないかん話になると思うんですよ。

そういった意味で、さっきの要望に戻りますけれども、そこら辺をしっかりとやるということ、部長なり課長なりがここで答弁していただければいいんじゃないかと思えますけど。
吉田森林保全課長 今、委員から、何十年後の豪雨というお話がございました。これ今、基準は30年確率ということでございます。どんな雨が来ても対応できるという許可基準にはなっておりません。これだけまず申し上げます。

(「さっきの説明からいくと、余り何というか、前向きじゃないの、対応が」、「決をとろう」、「決とらな悪い」と言う者あり)

土居委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

守永委員 審議未了でどうかというのをまずお伺いしたいと思います。

土居委員長 本請願については、土木建築委員会に合い議をしました結果、回答は採択すべきです。

今回の審議では、請願内容をより精査したほうがいい、結論に至るのには早いのではないかという意見及び採択すべきとの意見がございましたので、まず、審議未了扱いについてお諮りいたします。

本請願につきましては、審議未了扱いとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

土居委員長 賛成少数であります。

では、本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

土居委員長 賛成多数であります。

よって、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

採択した本請願を執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

ここで5分間休憩をいたします。

土居委員長 再開いたします。

先ほど採決を保留しておりました、第41号議案指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例等の一部改正について、総務企画委員会及び福祉保健生活環境委員会から回答がありましたので採決いたします。

両委員会の回答は、いずれも原案のとおり可決すべきであります。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

村井農林水産企画課長 平成25年農業産出額について、国から公表されましたので大分県の概要を報告いたします。

農林水産委員会資料の13ページをお願いいたします。

表の1番上の農業産出額につきましては1,276億円となり、前年に比べ36億円減少いたしました。

分野別にご説明しますと、①から⑦までの耕種は853億円となり、前年に比べ37億円減少いたしました。

主な要因は、米は、トビイロウンカや穂いもちの発生により生産量の減少と民間在庫の増大等により大幅に価格が下落したことから、前年に比べ42億円減少いたしました。

③、④、⑤の園芸につきましては、高糖度カンショの面積拡大や参入企業のカボス園の成園化、キクのリース団地の整備が進むとともに園芸戦略品目の小ネギ、トマト、イチゴ、梨の生産量が増加したことから前年に比べ6億円増加しました。

また、⑧から⑫までの畜産につきましては414億円となり、前年に比べ3億円増加しました。

主な要因は、肉用牛は、出荷頭数が減少しているものの、枝肉価格、子牛価格ともに高騰が続いていることから前年に比べ7億円増加しました。乳用牛は、生乳生産量が減少したことから前年に比べ5億円減少しております。

なお、林業、水産業の平成25年の産出額につきましては、まだ国から公表されておりませんが、林業産出額につきましては、木材生産量の増加により前年を上回る見込みであり、漁業生産額につきましては、海面漁業の生産量の減少により、前年を下回る見込みとなっております。

平成26年の農林水産業産出額について、資料はございませんが、現時点での見通しをご報告します。

まず農業ですが、米については、生産量は増加したものの価格の下落により前年よりもさらに減少する見込みです。

一方、園芸では、戦略品目を中心とした生産拡大により増加が見込まれ、畜産では、前年並みと見込んでおり、農業全体では前年を下回る見込みです。

次に、林業ですが、木材生産量が堅調に伸びており、また、乾シイタケの価格も3千円

台まで回復してきていることから、林業全体では前年を上回る見込みです。

最後に、水産業ですが、養殖ブリ類の価格上昇や養殖マグロの生産量が増加したことなどから、水産業全体では前年を上回る見込みです。

以上でございます。

本多農地農振室長 農地中間管理事業の現況について、ご報告いたします。

委員会資料の14ページをお願いいたします。

農地を集積・集約して意欲ある担い手に貸し出すため、農地中間管理機構である大分県農業農村振興公社では、担い手の公募を平成26年度は7月から2月まで計4回行いました。

公募状況は表の下にありますように、県全体で重複申請を除き389件、2,089ヘクタールの応募があり、そのうち160ヘクタールについて出し手と担い手のマッチングができたところです。

また、農家の農地に対する意向を把握することを目的としたアンケート調査を2月から実施しており、この結果に基づき、出し手の掘り起こしを図ることとしております。

県では、農地中間管理事業が農業の構造改革、地域の発展には不可欠と考え、今後も市町や農業委員会などと連携して、より一層、農地中間管理事業を推進してまいります。

以上でございます。

三瀬林産振興室長 大分乾しいたけの消費拡大と価格の推移について、ご報告をいたします。

委員会資料の15ページをお願いします。

価格の低迷を受け、今年度は消費拡大を最大のテーマとして取り組んでまいりました。新たに設置した椎茸マーケットと国の基金事業を最大限活用し、目標としていました30店舗の新規開拓が見込まれています。

(1)の県内の販路拡大につきましては、県下20カ所でPRイベントを市町、関係団体と連携し実施しました。右上のチラシ写真は、大分空港で1月16日から2月15日の1カ月間、素敵とステーキをもじった素敵なしいたけのメニュー名で、ビールのおつまみとして提供したのですが、期間中402皿の注文がありました。今後、別メニューでもチャレンジして行きたいと考えています。

また、(2)の県外では、大分乾しいたけ食の伝道師を活用した大都市での料理セミナーの開催や、イベントでの試食販売等と合わせ、今年度は、全国版の雑誌等で乾シイタケの味力や産地情報等の発信を行いました。中段の写真は、働く女性をターゲットにしたCHANTO(ちゃんど)2月号の別冊付録で、レシピ等を紹介したものです。

(3)の海外販路開拓については、従来の香港・台湾等に加え、オーストラリア、フランス、イギリスと新たな取引が始まりました。現時点では、少量の取引ですが、今後は取引量の拡大に努めてまいります。

(4)の加工品につきましても、アイテムをふやしているところです。資料に記載してあります商品のほか、ステーキしいたけの商品化に向け、芸術文化短期大学の学生にパッケージのデザイン募集を行い、先日選考会を開催したところです。

下のグラフに示してありますように、単価は回復の兆しが見え始めてきているところです。引き続き、消費拡大対策に全力で取り組み、原木シイタケの再生回復に努めてまいり

ます。

以上でございます。

本庄水産振興課長 国東地域における新たなカキ養殖の取り組みについてご報告いたします。委員会資料の16ページをお開きください。

国東地域は昭和50年代以降、水揚げの減少傾向が続き、また地場産業として期待された国見クルマエビ養殖も疾病の蔓延により終了し、浜の活力を再生するための振興策が急務となっています。このような中、新たな方法によるカキ養殖への取り組みが行われていますのでご紹介します。

平成25年10月、国見町の漁業者が組織するくにさき漁業合同会社とヤンマー株式会社が旧クルマエビ養殖池を活用したカキ養殖の共同試験を開始し、その後、国東市の提案に応じた管内の県漁協4支店も加わり、計23名の漁業者による試験が市内7カ所の干潟や沖合で実施されています。

次の17ページをお開きください。

これらの取り組みの中間報告会が、去る1月25日に開催され、試験養殖の結果報告やカキの試食が行われ、参加者からは小粒だが身が厚く、味も濃厚と高い評価を得ました。

今後、国東市は、くにさきOYSTERの名でブランド化し、本年末には初出荷を予定しています。

県としましては、区画漁業権の免許に向けて準備を進めるとともに、新たなカキ養殖として定着・発展するよう、水産研究部浅海チーム及び東部振興局を通じて技術支援や流通支援を行ってまいります。

以上で諸般の報告を終わります。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別にご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

先日の委員会での油布副委員長からの質問に対する答弁を求めます。

吉武畜産振興課長 油布副委員長からは、公社の新設工事の建築部門はどういった形で発注するかという質問でありました。県では、公共工事の発注に際しては、分割発注を行っておりますが、今回の畜産公社の施設整備については、国、県、全市町村から支援を受けていることもあり、公共工事に準じた対応が求められるものと考えております。

このような中、畜産公社に考え方等を確認したところ、補助事業を受け入れることから、工期、コスト、工事監理などを勘案しながら、円滑に工事が行われるよう、なおかつ平成27年度内に完了するよう、入札方法や発注部門を現在検討しているところでございます。

なお、地元企業への入札機会の確保については、地域経済の活性化に貢献するため、一定の水準を備えた県内業者の入札参加が可能となるように、その資格要件の設定に努めていくということであります。

県としては、適正な事業執行と入札要件の設定について、今後も指導、助言をしていきたいと考えております。

土居委員長 質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別にご質疑等もないので、これで終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別にないようですので、これをもちまして、農林水産部関係の審査を終わりますが、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔工藤農林水産部長挨拶〕

土居委員長 執行部の皆様、お疲れさまでございました。

〔農林水産部退室〕

土居委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

今期定例会は、今月17日をもって閉会となりますが、現委員は、議員任期である4月29日まで委員として在任することになります。

したがいまして、お手元に配付のとおり、各事件について閉会中継続調査をいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別にないようですので、ここで委員の皆様一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

土居委員長 これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでございました。